寒河江市市税条例及び寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

寒河江市条例第４号

寒河江市市税条例及び寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

（寒河江市市税条例の一部改正）

第１条　寒河江市市税条例（昭和４０年市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２７条第８項、第５３条第１項第１号、第７７条第２項第２号、第１１１条の２第２項第１号及び第１１９条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第１２７条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

（寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第２条　寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例（平成２７年市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第３

号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。